

杉 並 区

一般廃棄物処理基本計画

平成30～33年度(2018～2021年度)

区民が主体となりごみの減量化に向けて着実に取り組んでいける地域社会の実現

杉 並 区

目 次

第1章 基本計画の改定にあたって	1
I 基本計画改定の背景	1
II 基本計画の位置づけと計画期間	3
1 位置づけ	3
2 計画期間	4
〈ごみ処理基本計画〉	5
第2章 ごみ処理基本計画	6
I 基本目標と計画目標	6
1 計画改定に際しての評価と方向性	6
2 基本目標 ～杉並のまちの将来像～	8
3 計画目標と目標達成に向けた取組	8
4 計画指標	9
II 目標達成に向けた取組	10
1 更なるごみの減量	10
2 分別の徹底と資源化の促進	12
3 区民・事業者・NPOとの協働	14
4 多様な情報媒体の活用と教育の充実	15
5 公民協働による継続的な進行管理	16
〈生活排水処理基本計画〉	17
第3章 生活排水処理基本計画	18
I 生活排水処理の現状	18
II 生活排水処理の処理主体	18
III 生活排水処理の取組	18
1 基本方針	18
2 具体的方針	18
3 し尿、汚泥の収集・運搬及び処分	19
4 広報・啓発活動	19
参考資料 資源・ごみ処理の現状	
1 ごみ・資源量	20
2 家庭ごみの排出状況調査	26

第1章 基本計画の改定にあたって

I 基本計画改定の背景

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済システムは終えんを迎え、経済成長は成熟期にあると認識の下、天然資源の枯渇をはじめとする地球規模の環境問題も多く残されているのが現状です。今後、環境への負荷をできるだけ軽減できる循環型社会を目指さなければなりません。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、安全・安心を前提とした持続可能な社会の形成が求められています。

国は、3Rのうち、リサイクル（資源化）に比べて取り組みが遅れているとされている、リデュース（発生抑制）とリユース（再利用）の推進のための社会経済システムの構築や、使用済製品からの有用金属の回収などを盛り込んだ「循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、質にも着目した循環型社会の形成を方針として掲げています。

また、都は、平成28年3月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定し、食品ロスをはじめとする資源ロスの削減、災害発生時の適正な災害廃棄物処理の実施のため、災害廃棄物処理計画の策定などを主な施策として掲げています。

区は、平成12年に都から清掃事業の移管を受け、ごみの減量と適正処理について、様々な事業を行ってきました。平成25年7月に改定した「杉並区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、廃棄物の減量や不燃ごみの資源化等を推進してきましたが、改定から4年が経過し、更なる廃棄物の抑制や再利用の推進が求められています。

今後、さらなる状況の変化に的確に対処するため、平成29年10月に杉並区環境清掃審議会から出された答申「区民が主体となりごみの減量化に向けて着実に取り組んでいける地域社会の実現」を踏まえ、区民・事業者・NPO・区が適切な役割分担の下に一体となった行動指針とするため、本計画を改定することとしました。

○清掃事業の概要（平成25年～29年）

年	月	杉並区の動き	月	国・東京都・東京二十三区 清掃一部事務組合の動き
2013 年 (平成25年)	4	・粗大ごみからの金属分等有価物回収及び資源化を 開始	4	・「小型家電リサイクル法」施行
	7	・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」改定	6	・ごみ処理基本計画策定指針改定
	10	・小型家電15品目の拠点回収開始		
2014 年 (平成26年)	2	・環境基本計画の改定		
	4	・不燃ごみの選別、金属分の回収及び 資源化を一部地域で開始 ・蛍光管の適正処理及び資源化		
2015 年 (平成27年)			2	・ペットボトルの店頭回収を廃止し、集積 所での回収に移行
2016 年 (平成28年)	6	・ごみへるへるプロジェクトの開始	3	・東京都資源循環・廃棄物処理計画策定
			9	・ごみ処理基本計画策定指針改定
2017 年 (平成29年)	3	・フードドライブの開始		
	4	・「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」 東京2020組織委員会主催に参加		
	10	・杉並清掃工場への搬入開始 ・不燃ごみの選別、金属分の回収及び資源化を区内 全域に拡大	10	・杉並清掃工場稼働

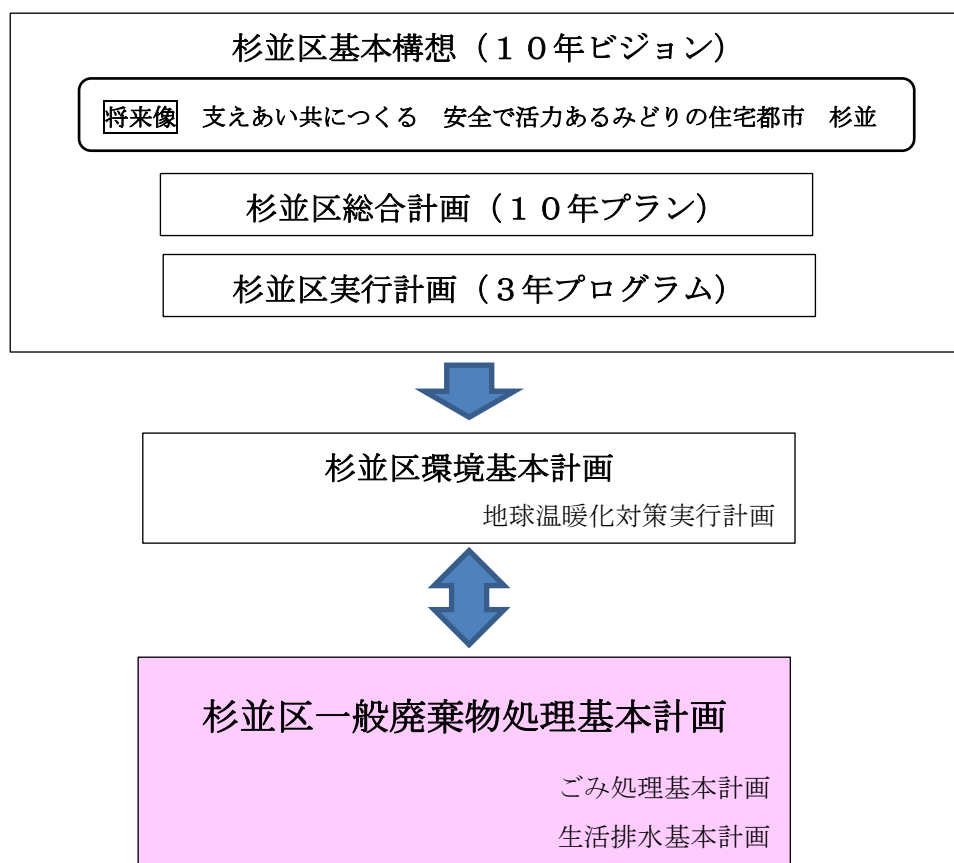
Ⅱ 基本計画の位置づけと計画期間

1 位置づけ

区では平成24年に「杉並区基本構想（10年ビジョン）」を策定し、「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」を将来像として掲げ、広く区民と共有しながら、施策の推進に取り組むこととしています。また、これを実現するための「杉並区総合計画（10年プラン）」と「杉並区実行計画（3年プログラム）」を策定しています。

杉並区一般廃棄物処理基本計画は、杉並区基本構想（10年ビジョン）で掲げた「目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち」と、これを受けて策定された杉並区総合計画（10年プラン）で掲げた「施策10 ごみの減量と資源化の推進」を具体的に実現するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、区の清掃・リサイクル事業の指針として策定しているもので「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」で構成しています。

なお、「ごみ処理基本計画」は平成28年9月に環境省から示された「ごみ処理基本計画策定指針」に基づいて、必要な見直しを行っています。



2 計画期間

平成30年度を初年度とし、最終年度は杉並区総合計画（10年プラン）に合わせ平成33（2021）年度とする4か年の計画とします。

〈ごみ処理基本計画〉

第2章 ごみ処理基本計画

I 基本目標と計画目標

1 計画改定に際しての評価と方向性

計画改定に際して、個々の取組ごとに以下の評価をし、方向性を示します。

① ごみ減量と資源化

【ごみ減量】

区民一人1日当たりごみの排出量は、平成28年度には474gであり、東京23区中最少となっています。これは、区のごみ減量対策や区民等の取組の成果として評価できます。

平成27年度に実施した杉並区家庭ごみ排出状況調査※1によると、可燃ごみ全体のうち約4割が生ごみであり、この生ごみを少しでも減らすことができれば大幅なごみの減量につながります。生ごみの約8割は水分といわれており、捨てる前にひとしぼりすることで約10%の減量が図られることが実証※2されています。今後も引き続き、生ごみの水切りでの減量効果を区民に広くPRし、協力を求めています。

また、杉並区の食品ロス(未利用食品)の状況は、年間約3,400トン(平成27年度家庭ごみ排出状況調査結果割合から推計)とされています。今後も、区民に「もったいない」意識の醸成を図り、「食品ロスの削減」を目指した取り組みを行います。

【資源化】

粗大ごみ、不燃ごみに含まれる金属の資源化を行っています。なお、不燃ごみについては、平成29年10月から、全てのごみを「金属」「蛍光管」「危険物」「その他不燃ごみ」等に手作業により選別し、処理を行っています。平成29年度の上半期の粗大ごみ、不燃ごみからの金属回収量は618tであり、資源化の更なる推進にむけた成果として、評価できます。

さらに、小型家電の回収事業を通じて、東京2020組織委員会が主催する「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に参加し、東京オリンピック・パラリンピックの入賞メダルの材料とする取り組みに協力しています。資源の分別の徹底を図るため、ごみとして出されないような周知の徹底をはじめ、資源として回収できる品目の増加についても引き続き検討を継続していきます。

※1 26頁参照

※2 平成24年に、4団体57世帯を対象に水切り前と水切り後の生ごみの重量を計量する、「生ごみギュッとひとしぼりプロジェクト」を実施し、実証。

② 区民・事業者・NPOとの協働

これまで、マイバッグの持参や過剰包装の抑制を促す発生抑制やレジ袋削減の取り組み等、事業者・NPO・区が一体となり、区民の協力を得て、ごみの減量を推進してきました。こうした取組が、着実に浸透してきたことは、協働推進の成果として、評価できます。

循環型社会の形成のためには、区民、事業者、NPO、区が適切な役割分担の下、生活様式の見直し、商品の売買のあり方も含めて、更なる廃棄物の発生抑制、資源化の推進等に取組む必要があります。例えば、「食品ロスの削減」については、事業者等の協力が不可欠

です。そのため、区民・事業者・NPO・区による「杉並もったいない運動推進委員会」※を中心に、一層の食品ロスの削減に取り組んでいきます。

※食品ロス削減にむけて、杉並区商店会連合会のほか、NPO、消費者団体、区民により構成された委員会。

③ 家庭ごみの戸別収集

近年、核家族化などが進み、集積所の管理の負担感が増していることから、戸別収集への要望が多く寄せられています。しかし、戸別収集の実施には、経費の増大やプライバシーへの配慮などの課題があります。そのため、区民の皆さんの意見を聞きながら、引き続き、慎重に検討を進めていく必要があると考えます。

④ 災害廃棄物の対策

首都直下地震等の災害に備え、東京都が策定した災害廃棄物処理計画、他自治体の災害廃棄物処理対策等を注視し、東京二十三区清掃一部事務組合と連携のもと、災害廃棄物処理の対策について整理していきます。

⑤ 計画の進行管理(PDCAの的確な実施)

年度ごとの施策の点検や評価は、行政内部での行政評価等での評価にとどまっています。ごみの減量を着実に進めるためには事業者や区民等を巻き込んだ評価や進行管理のしくみを検討していきます。

2 基本目標 ～杉並のまちの将来像～

みどり豊かな環境にやさしいまち

「杉並区基本構想（10年ビジョン）」で定めた杉並のまちの将来像である、誰もが環境の視点で考え、共に行動する意識と気運が高まり、区民、団体、事業者が環境に関する取組や行動を盛んに行っている「みどり豊かな環境にやさしいまち」を基本目標とします。

平成33(2021)年度の姿

- ごみの減量・資源化に対する区民の意識の向上が図られ、家庭や事業所での分別の徹底により、資源回収量が増加し、ごみ量は着実に減少しています。
- 集積所へのごみ出しのルール・マナーが守られ、空き地や私道への不法投棄も減少し、まちの美観が保たれています。また、カラス対策の効果が上がり、集積所のごみの散乱は年々減少していきます。

3 計画目標と目標達成に向けた取組

区民が主体となりごみの減量化に向けて着実に取り組んでいける地域社会の実現

「杉並区基本構想（10年ビジョン）」で掲げる将来像「みどり豊かな環境にやさしいまち」を実現するため、「区民が主体となりごみの減量化に向けて着実に取り組んでいける地域社会の実現」を目標に掲げ、その実現をめざします。

また、計画目標を達成するための取組は「杉並区基本構想（10年ビジョン）」及び「杉並区総合計画（10年プラン）」との整合性を図るとともに、計画改定に際しての評価と方向性や杉並区環境清掃審議会からの答申に基づき以下のとおりとします。

- ① 更なるごみの減量を着実に進めること
- ② 分別の徹底と資源化の促進を図ること
- ③ 区民・事業者・NPOとの協働による取り組みを推進すること
- ④ 多様な情報媒体の活用と教育の充実を図ること
- ⑤ 公民協働による継続的な進行管理を行うこと

4 計画指標

平成33(2021)年度の計画指標は次の通りです。この計画指標を達成することで、目標が実現したと判断します。

〈指標1〉 一人1日当たりのごみ排出量 450g ※
〈指標2〉 資源回収率 33%

○計画指標

	平成28年度 (実績)	平成33年度
〈指標1〉 区収集ごみ量	474g	450g ※
〈指標2〉 資源回収率	28.1%	33.0%

〈指標1〉 区収集ごみ量 = (区が収集している年間の可燃ごみ量 + 不燃ごみ量 + 粗大ごみ量) ÷ 人口 ÷ 365日

〈指標2〉 資源回収率 = 資源回収量 ÷ (区収集ごみ量 + 資源回収量)

※ 指標については、これまでの実績を踏まえ、上方修正しました。

II 目標達成に向けた取組

1 更なるごみの減量

ごみの減量を図るためには、その特性に応じた適正排出の徹底、生ごみの減量、資源化の促進などを進めていきます。また、事業における廃棄物の減量促進、拡大生産者責任推進の働きかけを通じた発生抑制、排出抑制にも取り組んでいきます。

(1) 食品ロスの削減を中心としたごみ減量対策の推進

平成27年度杉並区家庭ごみ排出状況調査によると、可燃ごみ全体の約40%が生ごみであり、約4%はいわゆる未利用食品です。ごみの減量を進めていくためには、区のみならず、事業者・NPO・区民が一体となり、連携することが重要です。「杉並もったいない運動推進委員会」を中心に、「食品ロスの削減」についての取組を行います。

〈具体的な取組〉

- ① 平成29年3月から区のイベントにおいて、家庭で余っている食品を集めて、福祉団体や施設に寄付する活動「フードドライブ」事業を実施しています。今後、区のイベントだけではなく、常時食品の受付ができる体制を構築し、実施します。



- ② 事業者・区民と協働して30・10運動を推進し、宴会の食べ残し等の食品ロスの削減を進めていきます。

実践しましょう！

「30・10（さんまる いちまる）運動」

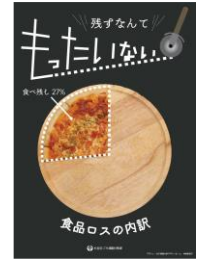
「30・10（さんまる いちまる）運動」とは、乾杯後30分は料理を楽しみ、お開きの前の10分はもう一度料理を楽しもうという運動です。

年末年始の忘年会・新年会で、ぜひ実践してください。おいしく食べて、飲んで、楽しんで、「食品ロス」をなくしましょう！



③食品ロス削減に係るポスターを作成し、飲食店に配布する等、事業者・利用客双方が食品ロスの削減に取り組めるよう支援していきます。

〈女子美術大学と連携・協働し、作成したポスター〉



④生ごみぎゅっとひとしぼり

生ごみ水切りによるごみの減量効果を区民に広くPRし、ごみの減量につなげていきます。

(2) 拡大生産者責任(EPR)推進の働きかけ

3R(リユース、リデュース、リサイクル)の推進には、拡大生産者責任(EPR)の趣旨に沿った生産者による製品設計、素材選択の工夫や回収・処分等の実施が不可欠なため、事業者に対して様々な機会を通じてEPRの考え方を周知します。

また、杉並区外に多数の生産者が立地することから、国や都に対してもEPRの考え方を推進するよう要望します。

(3) 事業系ごみの適正な排出のための周知

事業活動に伴って発生するごみは、廃棄物の収集運搬許可業者に処理を委託することが原則ですが、排出量の少ない事業者は、区が有料で収集しています。区の収集を利用する場合には、事業系有料ごみ処理券の貼付する必要があります。現在、新たに事業を開始した事業者などに対し、啓発用リーフレットを配布する等の方法により周知していますが、今後、より実効性のある周知手段を検討し、実行します。また、未貼付の事業者に対しては、適正に事業系有料ごみ処理券を貼付するよう、排出指導を強化していきます。

なお、延べ床面積1,000㎡以上の事業系建築物から排出される事業系廃棄物の減量を進めるため、その所有者やまたは管理者に対し、廃棄物管理責任者の選任とその届出、および毎年度の再利用に関する計画書の提出を義務付けています。

事業系有料ごみ処理券(平成29年10月改定)



〈未貼付事業者へのふれあい指導〉

未貼付の事業者へは、訪問や書面などにより、適正な貼付を粘り強く指導・周知します。

また、排出者が特定できない場合は、必要に応じて排出物の袋等を開け、中身を調査することもあります。〈調査の様子〉



2 分別の徹底と資源化の促進

分別の徹底と資源化を促進し、限りある資源を有効に再利用します。

また、資源化の促進は、ごみの減量に極めて有効な手法です。適正に分別し、資源として処理することで、ごみの量を減少させ、最終処分場の延命化を図ります。

今後は、対象品目、回収量、再利用の方法などを検討するほか、陶磁器など資源化を更に拡大できるものについても検討を行っていきます。

(1) ごみの適正排出の徹底

平成27年度杉並区家庭ごみ排出状況調査によると、資源の古紙として排出しなければならない雑紙が可燃ごみとして排出されている等、ごみの中には約20%の資源が混ざっています。ルールを守ってごみを排出するよう指導を強化するなど、適正な分別排出の徹底に努めます。

(2) 粗大ごみ、不燃ごみの資源化

家庭で不要になった使用可能な家具については、リサイクルひろば高井戸※を活用するなどし、リユースを推進します。

リユースが出来ず、ごみとして処理されるものでも、有用金属を含む金属類等の再生利用が可能なものについて資源化することで、粗大ごみ、不燃ごみを減量します。

※家庭で不要になった使用可能な家具を引き取り、簡単な修理・清掃をした上で格安に販売しています。使い捨てて生活の見直しや、ごみの減量を目指し、NPO法人すぎなみ環境ネットワークが運営しています。

(3) 小型家電製品の資源化

小型家電製品に含まれる有用金属（金・銅・白金・パラジウム等）を再資源化するために、平成25年10月から、携帯電話など15品目の回収を開始、また、2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルに、不用になった小型家電製品に含まれる有用金属（金・銀・銅）が活用されることになり、区もこの取組に協力しています。今後、回収量の増加を図るため、品目数や拠点数を増やすことを検討していきます。

●「都市鉱山からつくる! みんなのメダルプロジェクト」に参加（東京2020組織委員会主催）

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルに、不用になった小型家電に含まれる希少金属が活用されます。杉並区も使用済み小型家電（15品目）の回収で参加しています。



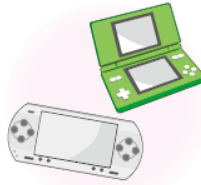
回収品目15品目



携帯電話



携帯音楽
プレーヤー



携帯ゲーム機



デジタルカメラ



電子辞書



ACアダプター等
コード類



ポータブル
ビデオカメラ



ポータブル
カーナビ



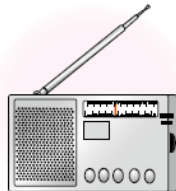
卓上計算機



電話機



ファクシミリ



ラジオ受信機



ヘアードライヤー



電気かみそり



炊飯器

(4) 新たな資源分別回収品目の検討

平成25年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されました。この法律の主旨は、これまでの家電リサイクル法をはじめとする個別リサイクル法のように生産者や事業者のリサイクルを義務付けするのではなく、回収、リサイクルの対象品目や具体的方法を各自治体で独自に定めるというもので、回収体制が構築できる自治体から順次取り組んでいくこととされています。こうしたことから、区としては陶磁器等再生利用が可能なものについて、更なる資源化を進める仕組みづくりを調査、検討します。

(5) みどりのリサイクル

家庭から排出される剪定枝・落ち葉などについて、適切な排出方法を周知するとともに、NPO団体等が行っているリサイクル活動を支援します。

3 区民・事業者・NPOとの協働

区民、事業者、NPO、区が環境に関する取組や行動を盛んに行っているまちを目指すために、それぞれがごみの減量、資源化の推進を図る仕組みづくりを行っていきます。

(1) 資源分別の周知の徹底

町会・自治会などの地域団体・商店会のほか、不動産会社や住宅管理者にも協力を求め、分別の徹底の周知を図ります。

(2) 集団回収への支援

集団回収は区民が主体となった重要なリサイクル活動です。集団回収では適切な分別が徹底されるため、良質な資源の確保につながります。今後も、集団回収活動の周知や実施団体に対する支援を行い、集団回収の実施団体を増やし回収量の増加を目指します。



(3) ふれあい収集、ふれあい連絡帳のさらなる充実(福祉との連携)

ごみ・資源を集積所まで運び出すことが困難な65歳以上の高齢者や障がいのある方のみの世帯等に対して、清掃職員が戸別にごみを収集するふれあい収集の更なる充実を図ります。

○ふれあい収集 件数

	25年度	26年度	27年度	28年度
杉並清掃事務所	863	890	929	1030
同事務所方南支所	548	611	778	714
合計	1411	1501	1707	1744

利用者とのふれあいをより深めるために、ふれあい収集を利用している世帯を対象に、季節毎にふれあい連絡帳を配布しています。ふれあい連絡帳の通信欄に、身近な困りごとやお手伝いしてほしいことなどを記入していただくことで、ごみの収集や分別方法の相談だけでなく、高所の電球・蛍光灯の交換や庭の草取りなど、短時間で完了できる軽作業も行っています。

今後は、増加していく高齢者世帯に対応するため、ごみが出ていない場合の声掛けや熱中症予防の周知をはじめ、蓄積したノウハウを活かしたさらにきめの細かい対応を図っていきます。

(4) まちの美観の確保

外国人等に対応するためイラスト付きの集積所看板の設置やごみ出しアプリの充実、またごみ・資源の収集カレンダー等の発行によるごみ出しルールの周知徹底、さらにカラス対策として防鳥用ネット等の配布やカラス対策に有効な杉並区推奨「黄色いごみ袋」の区民への周知などの充実を図り、まちの美観の確保に努めます。

4 多様な情報媒体の活用と教育の充実

ごみの減量や資源化の推進、ごみ・資源の分別の徹底や排出マナーの向上等のためには、区民一人ひとりの意識の向上とそれに基づいた行動への参加が不可欠です。

そこで、これまで情報が十分伝わっていない外国人居住者、区政に関心を持ちはじめた子育て世代等にむけて、ターゲット別に効果的な情報発信を行います。さらに、複数の広報媒体を組み合わせた情報を発信し、区民が主体的にごみ減量に取り組みたくなる広報活動を推進します。

また、地域において、集積所の管理や集団回収が行われていますが、その担い手が高齢化してきています。世代を問わず、区民一人ひとりがごみの減量について、取り組んでいけるよう啓発していきます。

(1) 多様な情報媒体の構築

若年層を中心とした区民向けに、スマートフォン用アプリケーション「なみすけのごみ出し達人（マスター）」や、ソーシャルメディア等を活用し、区民が主体的にごみの処理について情報を共有、発信しあうような仕組みを充実させていきます。

(2) 外国人居住者への情報提供

区内にある集積所の看板をごみ・資源のイラストを多用したものに變更し、誰もが分別方法と収集日がわかるようにしました。

また、スマートフォン用のアプリケーションの対応言語については、現在、日本語、英語、中国語、韓国語・朝鮮語の4か国語で配信していますが、さらなる活用に向け、新たにネパール語、ベトナム語、タガログ語の3か国語を追加し、より多くの外国人居住者にごみと資源の分別方法等を周知していきます。

スマートフォン用アプリケーション
「なみすけのごみ出し達人」



(3) 集合住宅対策

集合住宅の所有者・管理人・不動産関連団体等と連携した普及啓発や排出管理の徹底を行います。

特に、戸建て住宅や大規模集合住宅と比較して、単身者・学生・外国人等が多く居住している小中規模の集合住宅において、ごみ・資源の分別が徹底されていない状況を踏まえ、不動産関係団体との連携による入居時のごみ・資源の分別方法の周知に、引き続き努めます。

(4) 環境学習・環境教育の充実

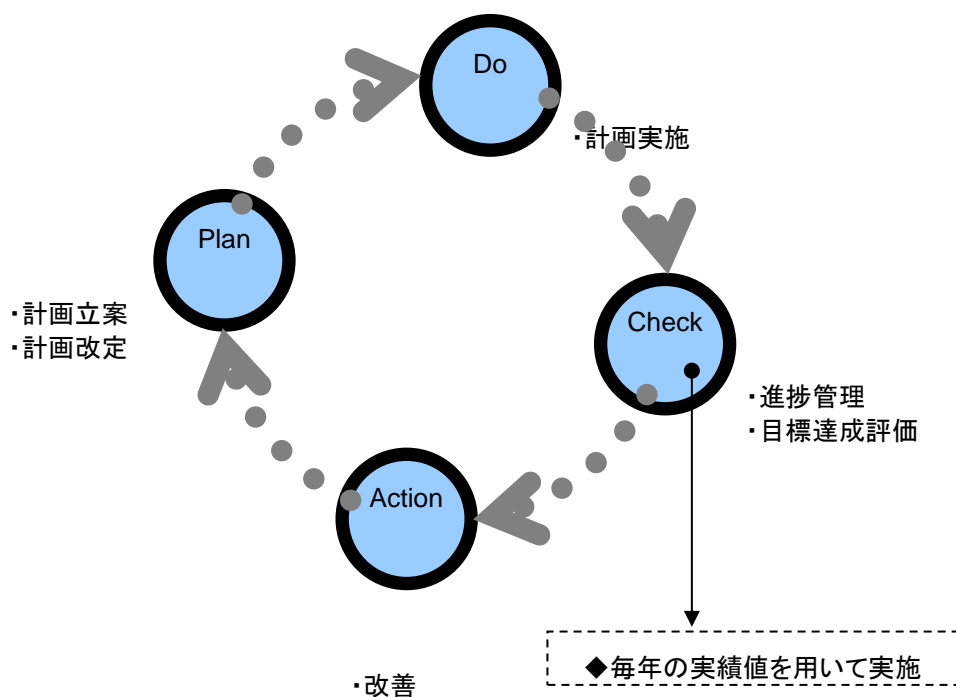
子どもたちの環境に対する関心を高めるため、出前学習の実施や、町会・自治会などで大人向けの研修会を実施します。また、杉並清掃工場や環境活動推進センターと連携した学習を実施するなど、さらなる普及啓発・教育の充実を図っていきます。

5 公民協働による継続的な進行管理

ごみの減量は、区民・事業者・NPO・区がそれぞれ当事者意識をもって取り組まなければなりません。より確実に一步一步目標に近づいていくためには進行状況を把握し、それを当事者間で共有していきます。

(1) 数値達成状況の管理

計画立案(改定)(Plan)⇒計画実施(Do)⇒進捗評価・目標達成評価(Check)⇒改善事項決定(Action)といったPDCAサイクルによる計画指標の達成管理を毎年の実績値を用いて行い、平成33(2021)年度の計画指標の達成状況を確認していきます。



(2) 継続的な進行管理

区が中心となり、NPOとの連携により、目標達成状況の管理、事業効率の向上、事業の見える化を図るため、継続的なPDCAサイクルに取り組んでいきます。

〈生活排水処理基本計画〉

第3章 生活排水処理基本計画

I 生活排水処理の現状

区内の下水道は、ほぼ100%整備が完了しています。しかし、一部残存する一般家庭のくみ取り便所のし尿は、基本的な住民サービスとして収集・運搬を行い、東京二十三区清掃一部事務組合が運営する品川清掃作業所で固形分を取り除いた後、下水排水基準内に希釈して公共下水道に放流しています。

II 生活排水処理の処理主体

目標年度における生活排水の処理は、家庭のし尿及び生活雑排水については公共下水道で、し尿混じりのビルピット汚泥及び仮設便所のし尿については一般廃棄物処理業者で処理します。

III 生活排水処理の取組

1 基本方針

本区においては、下水道整備がほぼ完了していることから、基本的には杉並区域内から排出されるし尿を含めた生活排水の100%下水道処理が行われるよう誘導します。残存する家庭からのくみ取りし尿については、基本的な住民サービスとして引き続き収集・運搬を行います。くみ取り世帯の減少に応じた、効率的収集を図っていきます。

また、「下水道法」には、水洗便所への改造義務が規定されており、下水道処理区域内に残存するくみ取り便所や単独浄化槽利用者に対し、下水道への接続を働きかけます。

一方、事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、仮設便所のし尿等の処理については、事業者処理責任に基づき処理を行うものとします。

2 具体的方針

具体的な処理方針は次のとおりです。

- (1) 下水道処理区域内に何らかの理由により残存するくみ取り便所家屋に対しては、引き続き水洗化を働きかけます。
- (2) 下水道処理区域内の単独浄化槽設置家屋に対しては、引き続き下水道への接続を働きかけます。

3 し尿、汚泥の収集・運搬及び処分

区内の家庭から排出されるし尿の収集・運搬については、委託により事業を実施し、東京二十三区清掃一部事務組合が管理・運営をする品川清掃作業所まで運搬します。また、家庭から排出される浄化槽汚泥の収集・運搬については、これまで許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施してきました。今後も引き続き、許可業者による収集・運搬を継続していきます。

収集されたし尿や浄化槽汚泥は、品川清掃作業所で一定の処理を加え、固形分を取り除いたあと、下水道放流による処分を行います。なお、残存物については、焼却処理後埋立処分します。

4 広報・啓発活動

浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び定期検査を、所有者が確実に実施するよう周知・指導を行います。

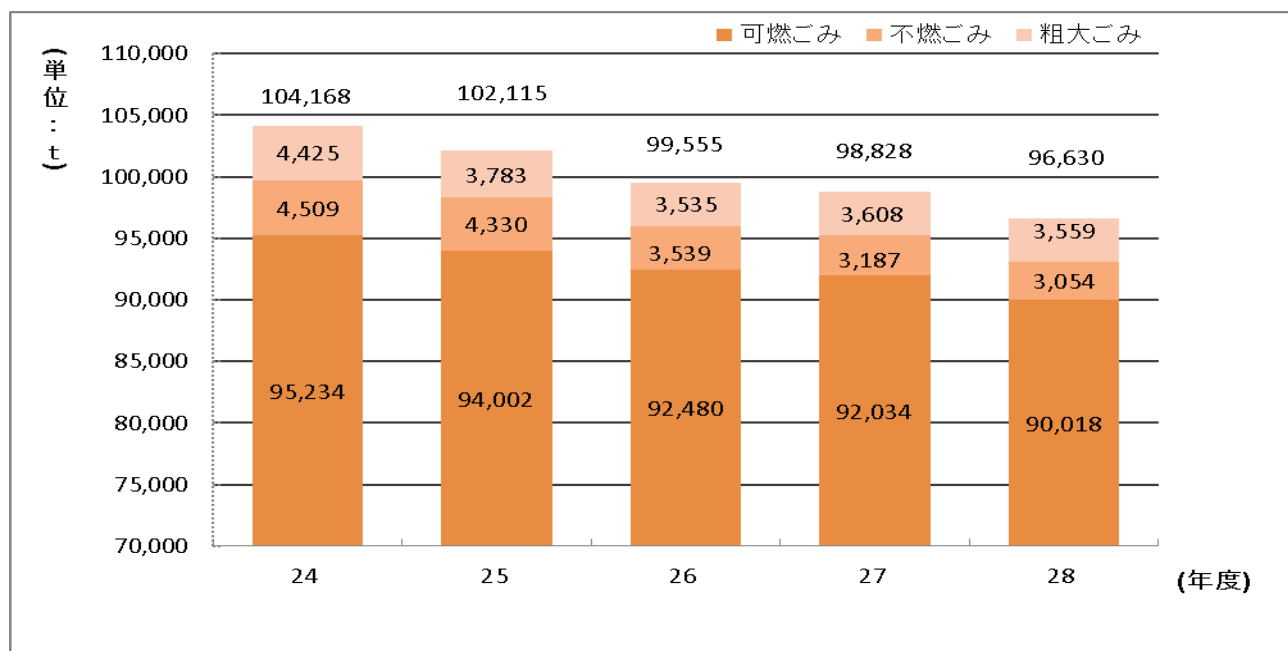
参考資料 資源・ごみ処理の現状

1. ごみ・資源量

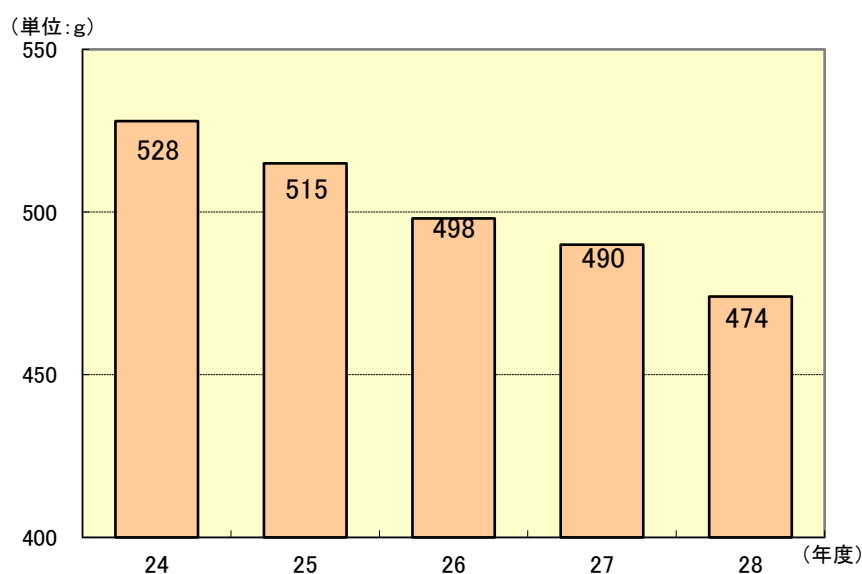
平成28年度のごみ収集量及び資源回収量（集団回収を含む）は、134,346トンとなっています。

(1) ごみ収集量

区のごみ量は毎年着実に減少しています。ごみ収集量全体の約90%を可燃ごみが占めており、その中の割合では生ごみが約40%で最も多く、次いで紙類が約15%となっています。



(2) 区民一人1日当たりのごみ量の推移

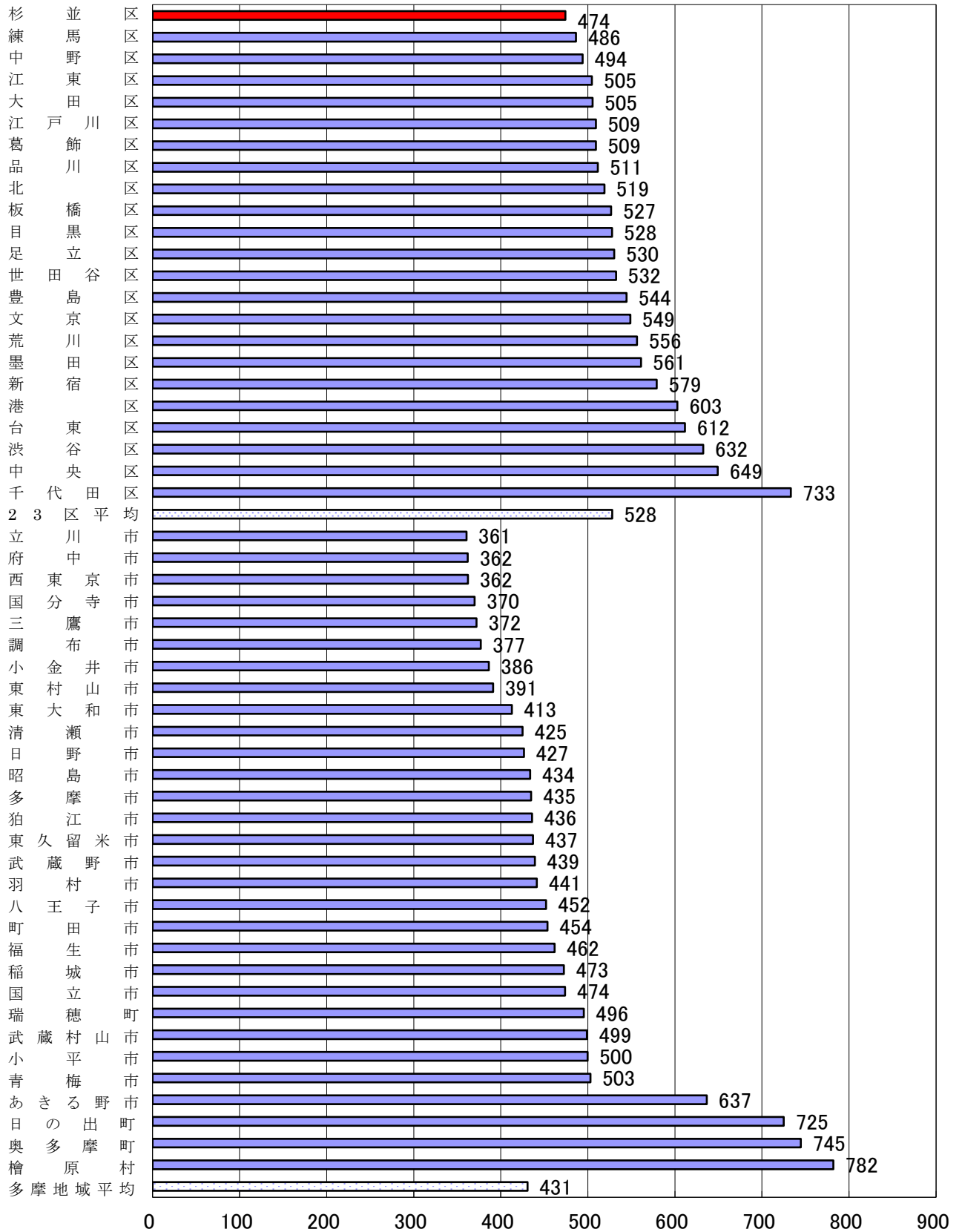


※区民一人1日当たりのごみ量：

年間ごみ量（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ）÷人口÷365日

(参考) 一人1日当たりのごみ量(g/人日)の比較

一人1日当たりのごみ量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ)は、23区で一番少なくなっていますが、多摩地区との比較では、決して少なくはありません。



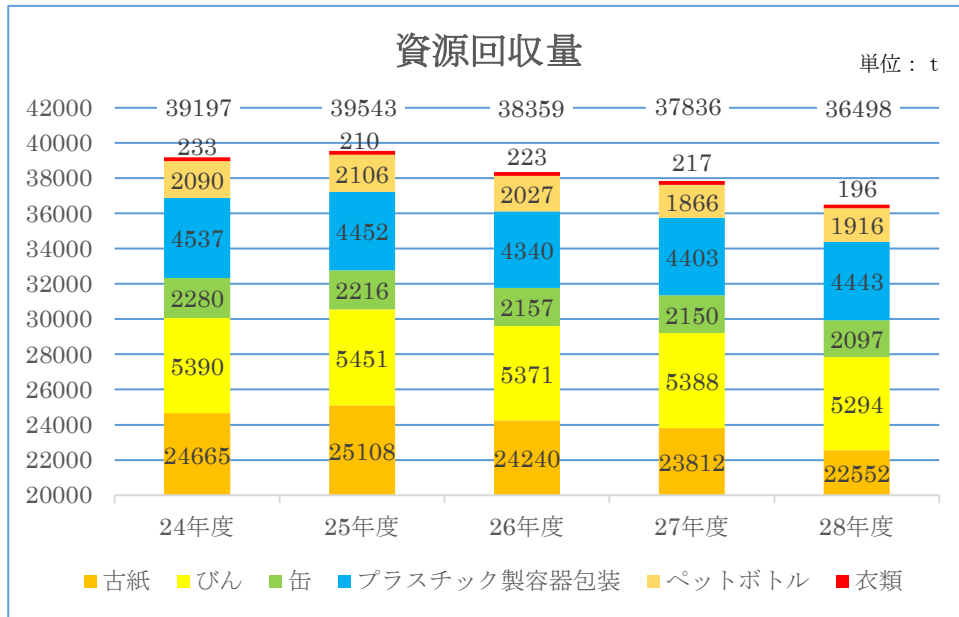
※23区分：平成28年度清掃事業年報（東京二十三区清掃一部事務組合）
 市町分：平成28年度多摩地域ごみ実態調査（東京都市町村自治調査会）
 23区分は、区が収集した可燃・不燃・粗大・管路の合計（持込分・資源物除く）
 市町分は、各自治体が収集したものうち、可燃・不燃・粗大の合計（持込分・資源物・有害除く）
 人口は、平成28年10月1日現在の総人口（外国人登録者を含む）

(3) 資源回収量

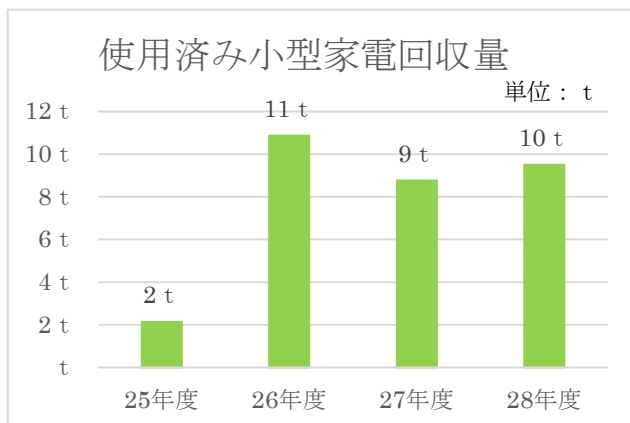
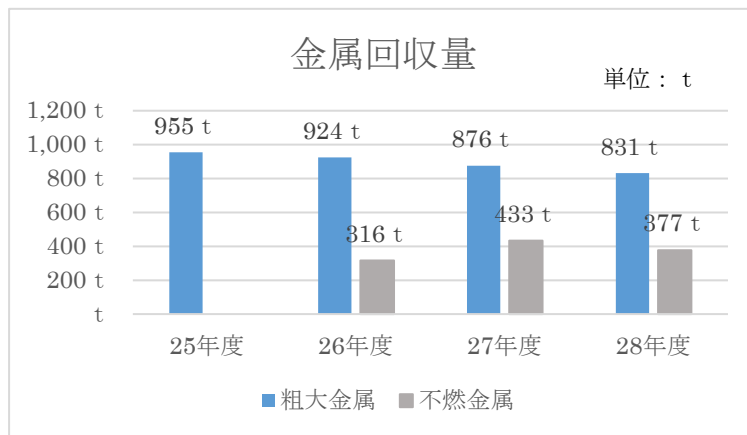
区における資源回収は、集積所における古紙・びん・缶・プラスチック製容器包装・ペットボトルの分別回収・布類の拠点回収があります。

そのほかに、粗大ごみからの金属回収ならびに小型家電の拠点回収を平成25年度より開始しています。

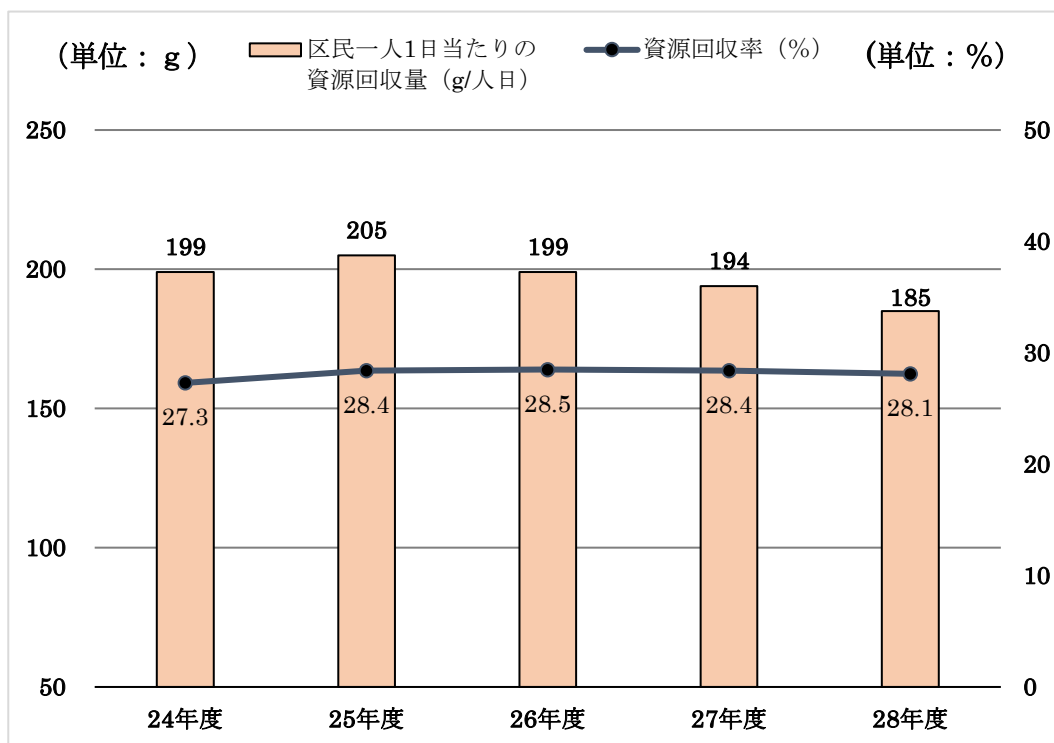
また、平成26年4月より一部地域を対象とした不燃ごみの再資源化事業を開始しました。平成29年度10月より区内全域に拡大し、さらなる減量、資源化に取り組んでいます。



※端数処理により、総量は各数値の合計と一致しない場合があります。



(4) 区民一人1日当たりの資源回収量と資源回収率



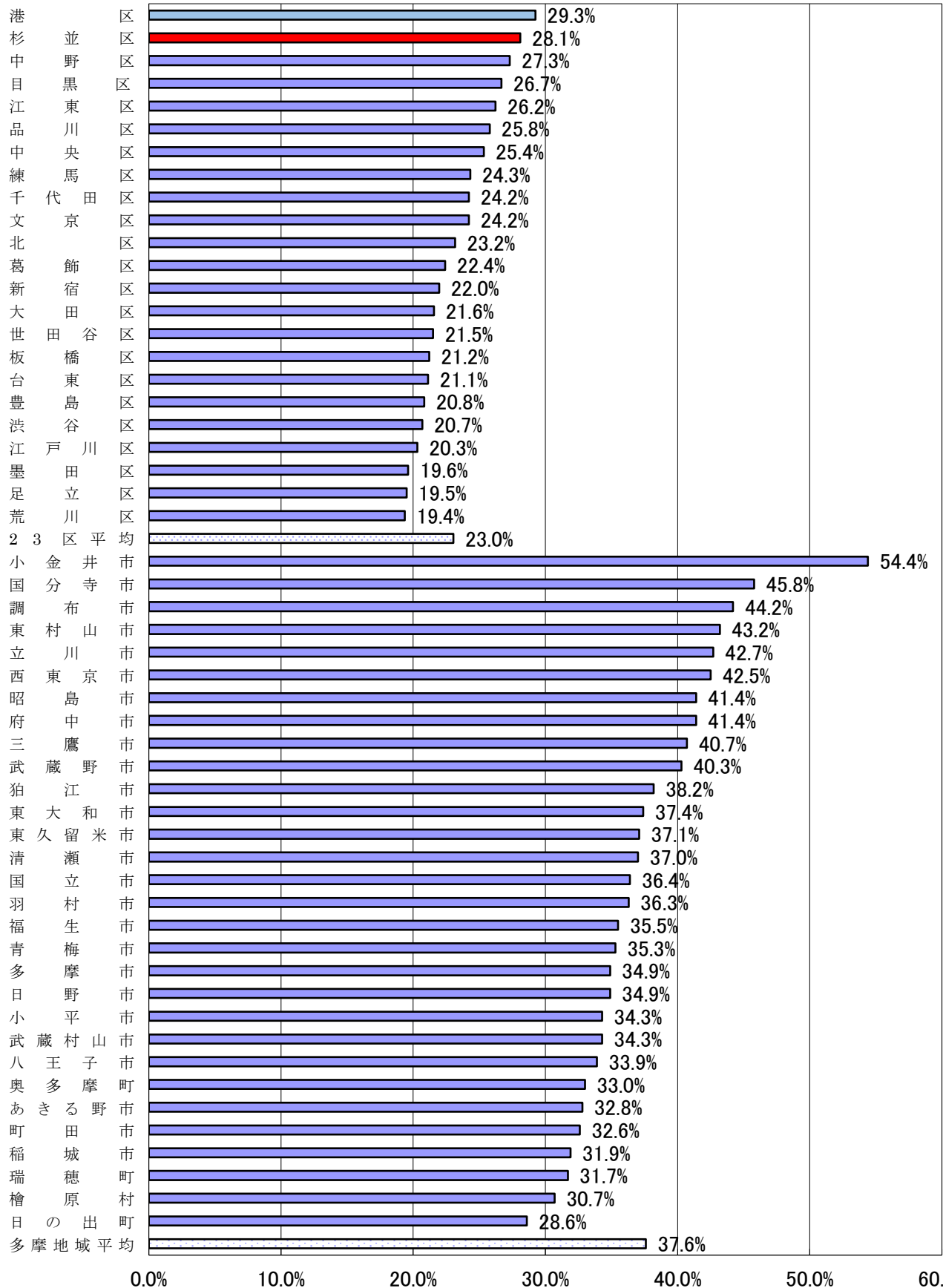
区民一人1日当たりの資源回収量：

年間資源回収量（金属回収・使用済み小型家電回収量含む）÷人口÷365日

資源回収率：年間資源回収量÷（年間ごみ収集量+年間資源回収量）

(参考) 資源回収率の比較

資源回収率とは、区により収集されたごみ・資源量に占める、古紙やびん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装が資源として排出されている割合です。杉並区の資源回収率は、23区の中では2番目の順位です。しかし、多摩地区との比較では、決して高くはありません。

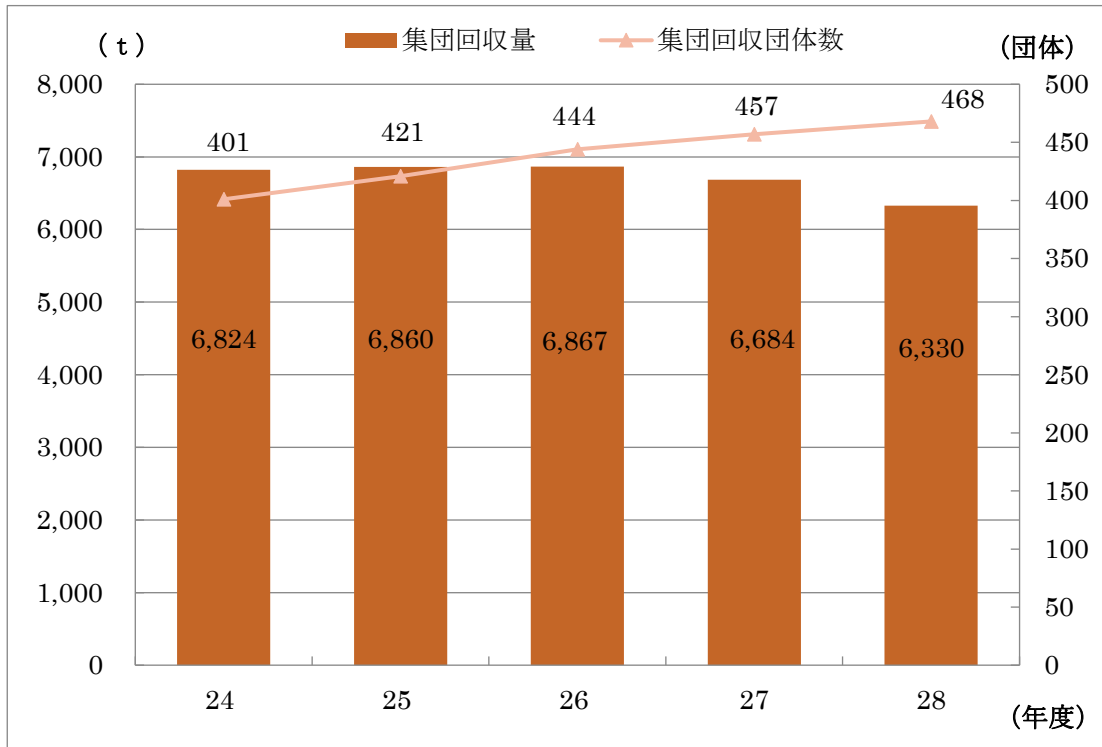


※ 23区分：平成23年度清掃事業年報（東京二十三区清掃一部事務組合） 市町分：平成28年度多摩地域ごみ実態調査（東京都市町村自治調査会）
 23区分は、(区収資源量+集団回収量) ÷ (可燃+不燃+粗大+区収資源量+集団回収量)
 市町分は、(資源からの資源化量+集団回収量+収集後資源化量) ÷ (総ごみ量+集団回収量)

(5) 集団回収量と集団回収団体数

集団回収団体は、24年度401団体から、28年度468団体に増加しました。

集団回収量・集団回収団体数



2. 家庭ごみの排出状況調査

1 調査目的

家庭から排出されるごみの性情等の調査を行い、ごみの排出動向を区全体、地域、住居形態別の特徴の把握や過去調査との比較などにより分析する事で、今後のごみ減量及びリサイクル事業推進のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

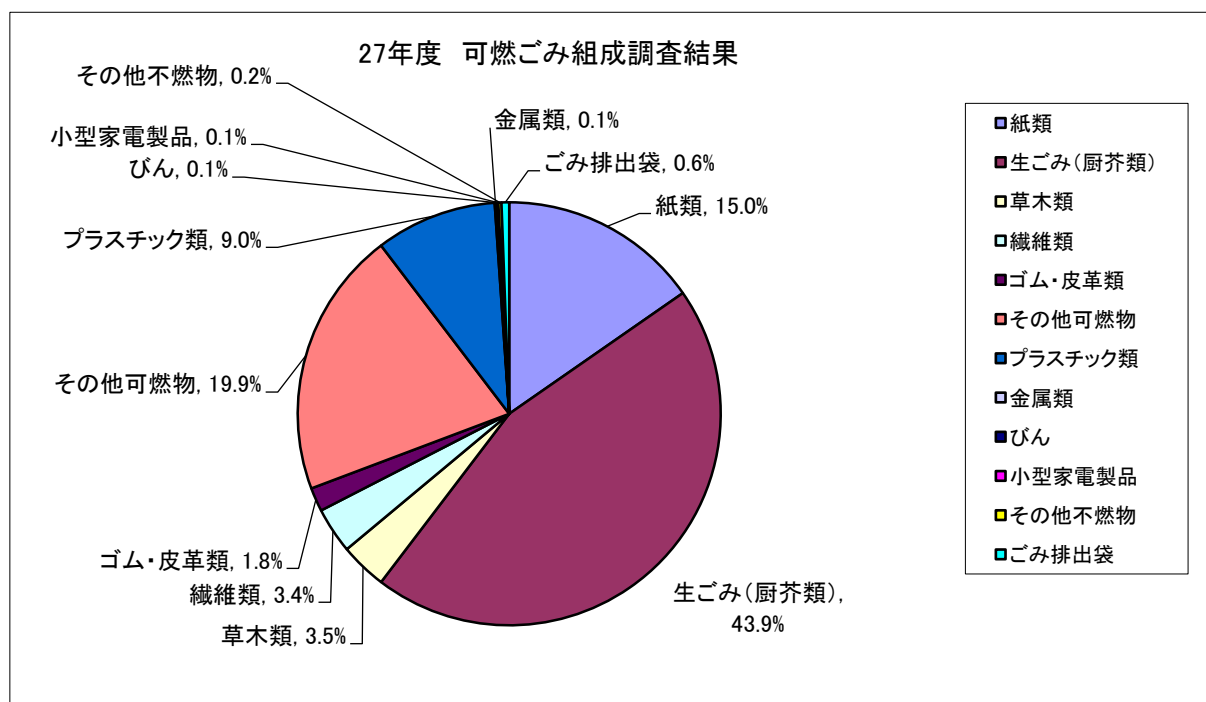
2 調査内容

調査内容	組成分析調査を行い、区内全体の組成割合を推計した。
期間	平成27年11月10日～20日
対象	戸建住宅 大規模集合住宅 住宅商業混在住宅 単身者向け集合住宅 上記住居形態の中から10地点の調査サンプルを回収し調査
サンプル	可燃ごみ2回、不燃ごみ1回

3 調査結果

(1) 可燃ごみ

【区内全体の組成割合の推計】



※ 生ごみ(厨芥類)の内、未利用食品が3.68%

【資源物の混入状況】

可燃ごみへの資源物の混入率は、19.74%※であり、紙類、プラスチックが多いです。
住居形態別で最も多いのは、単身者向け集合住宅の24.60%です。

大分類	中分類	小分類	調査全体	戸建住宅	大中規模集合住宅	住宅商業混在住宅	単身者向け集合住宅
紙類			13.60%	12.11%	12.22%	13.55%	17.76%
	新聞		0.76%	0.90%	1.04%	0.65%	0.38%
	折り込みチラシ		0.89%	0.88%	0.85%	1.22%	0.47%
	パンフレット		1.16%	1.28%	1.13%	0.64%	1.72%
	雑誌・書籍		1.53%	1.08%	0.76%	2.00%	2.46%
	段ボール		0.66%	0.36%	0.50%	0.75%	1.21%
	紙パック		0.50%	0.42%	0.67%	0.48%	0.45%
	容器包装紙類	リサイクル可	4.23%	3.73%	3.92%	4.44%	5.12%
その他紙類	リサイクル可	3.88%	3.47%	3.34%	3.36%	5.94%	
レジ袋	レジ袋(ごみ)		0.18%	0.15%	0.24%	0.18%	0.15%
ペットボトル			0.40%	0.46%	0.22%	0.19%	0.81%
プラスチック	容器包装プラスチック	リサイクル可	5.10%	4.93%	6.12%	4.64%	4.91%
びん			0.18%	0.02%	0.12%	0.06%	0.69%
缶			0.08%	0.05%	0.05%	0.07%	0.15%
小型家電			0.10%	0.01%	0.11%	0.24%	0.06%
	小型家電(9品目)	携帯電話	-	-	-	-	-
		携帯電話以外	0.07%	-	0.05%	0.17%	0.05%
小型家電(9品目以外)		0.04%	0.01%	0.06%	0.07%	0.00%	
金属製品			0.10%	0.09%	0.14%	0.09%	0.08%
蛍光管・蛍光灯・電球			0.00%	-	0.01%	-	-
資源物合計			19.74%	17.82%	19.23%	19.01%	24.60%

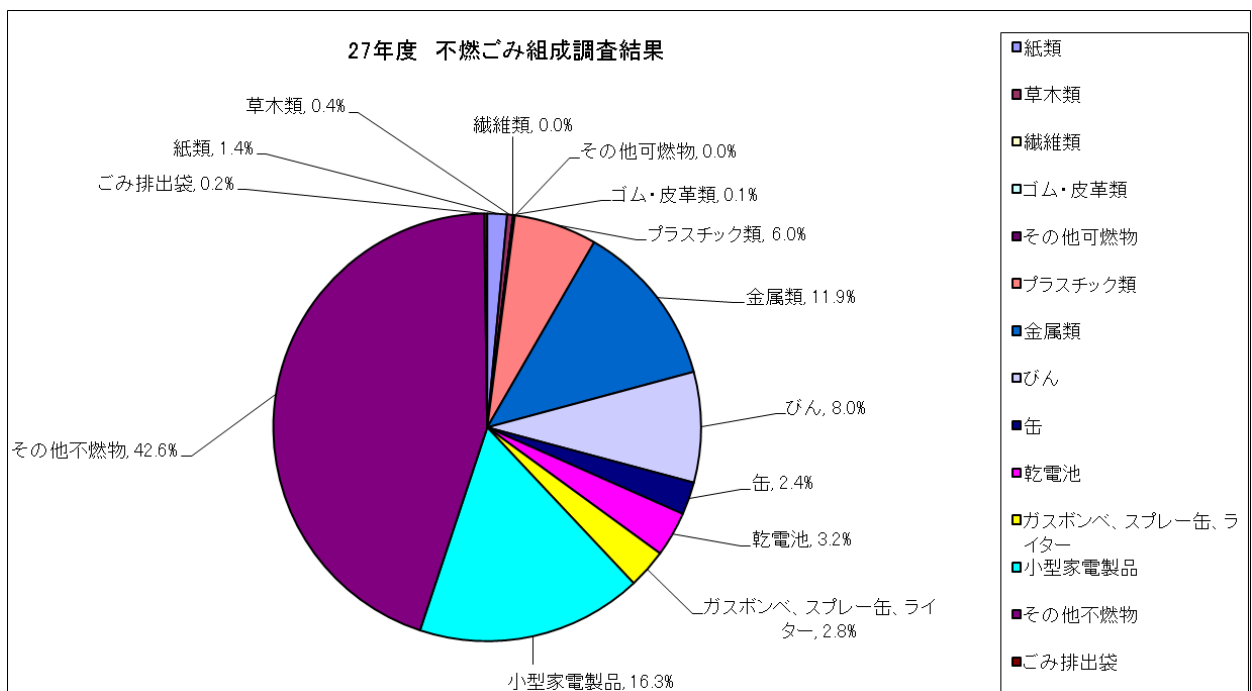
※端数処理により、総量は各数値の合計と一致しない場合があります。

※可燃ごみの資源物混入率19.74%：

可燃ごみ調査サンプル全体量(1968.76kg)のうち、資源物(388.69kg)が占める割合

(2) 不燃ごみ

【区内全体の組成割合の推計】



【資源物の混入状況】

不燃ごみへの資源物の混入率は、30.35%※であり、小型家電、金属製品が多いです。
住居形態別で最も多いのは、大規模集合住宅の38.21%です。

大分類	中分類	小分類	調査全体	戸建住宅	大規模 集合住宅	住宅商業 混在住宅	単身者向け 集合住宅
紙類			1.32%	0.74%	0.92%	1.22%	2.07%
	新聞		0.15%	-	0.04%	-	0.42%
	折り込みチラシ		0.06%	-	0.02%	-	0.18%
	パンフレット		0.01%	-	-	0.04%	-
	雑誌・書籍		-	-	-	-	-
	段ボール		0.44%	0.12%	0.46%	0.71%	0.55%
	紙バック		-	-	-	-	-
	容器包装紙類	リサイクル可	0.53%	0.51%	0.40%	0.48%	0.65%
その他紙類	リサイクル可	0.12%	0.11%	-	-	0.27%	
レジ袋	レジ袋(ごみ)		0.02%	-	0.02%	-	0.05%
ペットボトル			0.17%	0.16%	-	0.09%	0.31%
プラスチック	容器包装プラスチック	リサイクル可	0.70%	0.48%	0.42%	0.11%	1.39%
びん		リサイクル可	2.17%	3.81%	0.50%	3.46%	0.80%
缶		リサイクル可	1.12%	2.38%	0.25%	1.45%	0.26%
小型家電			11.67%	5.82%	24.41%	14.23%	8.92%
	小型家電(9品目)	携帯電話	0.22%	0.75%	-	-	-
		携帯電話以外	1.88%	2.95%	0.50%	2.00%	1.57%
小型家電(9品目以外)			9.57%	2.12%	23.90%	12.23%	7.36%
金属製品			10.93%	17.05%	7.90%	7.23%	9.30%
蛍光管・蛍光灯・電球			2.25%	1.47%	3.78%	0.48%	3.21%
資源物合計			30.35%	31.90%	38.21%	28.27%	26.32%

※端数処理により、総量は各数値の合計と一致しない場合があります。

※不燃ごみの資源物混入率30.35%：

不燃ごみ調査サンプル全体量(283.42kg)のうち、資源物(86.02kg)が占める割合